

三 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第十三条）</p> <p>第二章 業務及び経理（第十四条・第二十一条）</p> <p>第三章 監督（第二十二条・第三十一条）</p> <p>第四章 雑則（第三十二条・第四十四条）</p> <p>第五章 罰則（第四十五条・第五十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の二第一項（金融機関の証券業務の登録）に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関を除く。）をいう。</p> <p>二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。</p> <p>三 有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定）の規定により国債証券又は同法第六</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 免許等（第三条・第十六条）</p> <p>第三章 業務及び財務（第十七条・第二十六条）</p> <p>第四章 雑則（第二十七条・第三十二条の五）</p> <p>第五章 罰則（第三十三条・第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の二第一項（金融機関の証券業務の認可）に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関を除く。）をいう。</p> <p>二 外国証券会社 次条第一項の免許を受けた外国証券業者をいう。</p> <p>三 有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 それぞれ証券取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項（先物取引のための標準物の設定</p> |

十五條第二項第六号八（金融機關の証券業務の禁止）に規定する外国  
國債証券とみなされる標準物を含む。）、「同法第二條第九項に規定す  
る証券会社、同條第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同條  
第十五項に規定する有価証券オプション取引又は同條第十六項に規定  
する外国市場証券先物取引をいう。

三の二 証券取引行為 証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為をい  
う。

四 証券業 証券取引行為のいずれかを行う営業をいう。

五 有価証券指数又は有価証券店頭指数 それぞれ証券取引法第二條第  
十四項に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外  
国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係  
るもの又は同條第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。

六 オプション 証券取引法第二條第十号の二に規定するオプシ  
ョン及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引  
のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。

七 （略）

八 支店 外国証券業者が証券業を営むため国内に設ける支店をいう。

（営業の登録）

第三條 外国証券業者は、証券取引法第二十八條（証券業の登録）の規定

（の規定により國債証券又は同法第六十五條第二項第五号八（金融機  
關の証券業務の禁止）に規定する外国國債証券とみなされる標準物を  
含む。）、「同法第二條第三項に規定する有価証券の募集、同條第四項  
に規定する有価証券の売出し、同條第九項に規定する証券会社、同條  
第十四項に規定する有価証券指数等先物取引、同條第十五項に規定す  
る有価証券オプション取引又は同條第十六項に規定する外国市場証券  
先物取引をいう。

四 証券業 証券取引法第二條第八項各号に掲げる行為（以下「証券取  
引行為」という。）のいずれかを行う営業をいう。

五 有価証券指数 証券取引法第二條第十四項に規定する有価証券指数  
及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価  
証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。

六 オプション 証券取引法第二條第十五項に規定するオプション及び  
当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有  
価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。

七 （略）

第二章 免許等

（営業の免許）

第三條 外国証券業者は、証券取引法第二十八條第一項（証券業の免許）

にかかわらず、当該外国証券業者がその国内における証券業の本拠として設ける一の支店（以下「主たる支店」という。）について内閣総理大臣の登録を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国証券業者が設ける他の支店において証券業（第七条第一項各号に掲げる業務を除く。）を営むことができる。

2 前項の登録を受けない外国証券業者は、国内にある者を相手方として証券取引行為を行つてはならない。ただし、証券会社を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、当該登録を受けて業務を営もうとするすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

の規定にかかわらず、国内に設ける支店ごとに内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該支店において当該免許に係る証券業を営むことができる。

2 前項の免許を受けない外国証券業者は、国内にある者を相手方として証券取引行為を行なつてはならない。ただし、証券会社を相手方とする場合その他の場合で政令で定める場合は、この限りでない。

3 第一項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一 証券取引法第二条第八項第一号（定義）に掲げる行為を行う業務の免許

二 証券取引法第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許

三 証券取引法第二条第八項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許

四 証券取引法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務の免許

4 証券取引法第二十九条（免許の条件）の規定は、第一項の免許について準用する。

（免許の申請）

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、当該免許を受けて業務を営もうとする支店につきその業務を担当する代表者（以下「支店の代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

ない。

- 一 (略)
- 二 資本の額及び持込資本金(資本に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。)の額
- 三 (略)
- 四 主たる支店その他の支店の名称及び所在の場所
- 五 国内における代表者の氏名及び国内の住所
- 六 いずれかの支店において他に事業を営んでいるときは、その事業の種類
- 七 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第六条第一項第一号から第八号まで及び第十号に該当しないことを誓約する書面
- 二 すべての支店における損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類
- 三 (略)
- 四 主たる支店の会社登記簿の謄本
- 五 直近三年間に終了した各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書
- 六 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規

一 (略)

二 資本の額

三 (略)

四 当該支店の名称及び所在の場所

五 当該支店の代表者の氏名及び国内の住所

六 受けようとする免許の種類

七 免許申請に係る業務と同種類の業務を開始した年月日

八 本店及び当該支店以外の営業所の名称及び所在の場所

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該支店の会社登記簿の謄本及び当該支店における業務の方法を記載した書類

定する特定法人等その他の関係会社の状況として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類

七 (略)

3 第一項第二号に規定する資本の額及び持込資本金の額の計算については、政令で定める。

(登録の実施)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を外国証券会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、外国証券会社登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

三 (略)

(免許の審査基準)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者及びその申請に係る支店(以下次条までにおいて「予定支店」という。)がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該免許申請者及び当該予定支店の業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 免許申請者及びその予定支店が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

三 免許申請に係る証券業が、その営まれる地域における有価証券の取引の状況並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る証券取引法第二条第八項第一号から第三号まで(定義)に掲げる行為の状況、証券会社及びその営業所の数、外国証券会社の支店(第三条第一項の免許を受けた支店をいう。以下同じ。)の数その他その地域における経済の状況に照らして、必要かつ適当なものであること。

2 内閣総理大臣は、前項の審査に当たっては、証券業における公正な競

(登録の拒否要件)

第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 (略)

二 証券取引行為のいずれかと同種類の行為に係る業務を政令で定める期間以上継続して営んでいる外国証券業者でないとき(政令で定める場合に該当するときを除く。)

三 法令上、すべての種類の有価証券、有価証券指数、有価証券店頭指数又はオプション(第三十八条において「有価証券等」という。)に係る証券取引行為のいずれかを、その業務とともに営業として行うことが認められない者の営む当該業務と同種類の業務を営んでいる者(政令で定める者を除く。)であるとき。

四 第四条第一項第二号に規定する資本の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、政令で定める金額に満たない法人であるとき。

五 純財産額が前号に規定する金額に満たない法人であるとき。

争が確保されるよう配慮しなければならない。

(免許の拒否要件)

第六条 内閣総理大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の免許をしてはならない。

一 (略)

二 免許申請に係る業務と同種類の業務を三年以上継続して営んでいる外国証券業者でないとき(政令で定める場合に該当するときを除く。)

三 法令上、すべての種類の有価証券、有価証券指数又はオプション(以下「有価証券等」という。)に係る証券取引行為のいずれかを、その業務とともに営業として行うことが認められない者の営む当該業務と同種類の業務を営んでいる者(政令で定める者を除く。)であるとき。

四 第十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した資本の額が、免許の種類、業務の態様及び予定支店の所在地に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、証券取引法第三十二条第一号(免許の拒否要件)に規定する政令で定めるところに準じて政令で定める金額以上の法人でないとき。

五 証券取引法若しくはこの法律(以下「国内証券法」と総称する。)の規定又はこれに相当する外国の法令の規定(以下「外国証券法令の規定」という。)により罰金の刑(これに相当する外国の法令による

六 いずれかの支店において他の証券会社若しくは外国証券会社が現に用いている商号若しくは名称と同一の名称又は他の証券会社若しくは外国証券会社と誤認されるおそれのある名称を用いようとする者であるとき。

七 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項の規定により第三条第一項の登録を取り消され、又はその本店の所在する国において受けている同法第二十八条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第十三条において「登録等」という。）が外国証券法令（証券取引法又はこの法律に相当する外国の法令をいう。）の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相

刑を含む。第七号口において同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

六 その受けているすべての種類の免許若しくは申請に係る免許と同一種類の免許が第十二条第一項の規定により取り消され、又はその本店の所在する国において受けているすべての種類の証券業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。以下「免許等」という。）若しくは申請に係る免許と同種類の免許等が外国証券法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

九 いずれかの支店において他に営んでいる事業が第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業を営むことが公益に反すると認められる者又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者であるとき。

十 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十三条及び第二十四条において同じ。）及び国内における代表者のうちに証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでに掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

七 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十二条及び第十三条において同じ。）及び予定支店の代表者のうちに次のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑若しくはこれに相当する外国の法令による刑又は国内証券法の規定若しくは外国証券法令の規定による罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券会社若しくは外国証券会社が、国内証券法の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消された場合において、その取消の日以前三十日以内にその証券会社若しくは外国証券会社の役

十一 いずれかの支店の人的構成が証券業を適確に遂行するに足りるものと認められない者であるとき。

2 前項第五号に規定する純財産額の計算については、政令で定める。  
(認可業務)

第七条 外国証券会社は、証券取引法第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 証券取引法第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務
- 二 証券取引法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受け(同法第二十九条第三項(認可業務)に規定する有価証券の元引受けをいう。)を行う業務

員(監査役及びこれに類する役職にある者を除く。以下この八において同じ。)若しくはその外国証券会社の支店の代表者であつた者でその取消の日から五年を経過するまでのもの又は外国証券業者が、その本店の所在する国の外国証券法令の規定によりその受けているすべての種類の免許等を取り消された場合において、その証券業を営んでいた個人若しくはその取消の日以前三十日以内にその外国証券業者の役員であつた者でその取消の日から五年を経過するまでのもの

二 国内証券法の規定により解任若しくは解職を命ぜられた証券会社若しくは外国証券会社の役員若しくは外国証券会社の支店の代表者又はその本店の所在する国の外国証券法令の規定により解任を命ぜられた外国証券業者の役員で、その処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

(支店の名称の制限)

第七条 証券取引法第四十一条第一項(商号の制限)の規定は、外国証券会社の支店の名称について準用する。

2 証券取引法第四十一条第二項の規定は、外国証券会社には適用しない。

三 証券取引法第一条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

2 内閣総理大臣は、外国証券会社に対し前項の認可をしたときは、その旨を当該外国証券会社の登録に付記しなければならない。

3 証券取引法第二十九条の二（認可の条件）の規定は、第一項の認可について準用する。

（認可の申請）

第八条 前条第一項の認可を受けようとする外国証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 受けようとする認可の種類

2 前項の認可申請書には、受けようとする認可に係る業務について、損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した書類その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（営業保証金）

第八条 外国証券会社は、第六条第四号に規定する政令で定める金額で当該外国証券会社につき適用されるものの十分の一に相当する金額（その金額が千万円に満たないときは、千万円）以下において、免許の種類、営業の態様及び支店の所在地に依りて政令で定める額の営業保証金を、支店ごとにそのもよりの供託所に供託しなければならない。

2 外国証券会社は、政令で定めるところにより、当該外国証券会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に依りて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなっている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前項の営業保証金の一部の供託をしないことができる。

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社と前項の契約を締結した者又は当該外国証券会社に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

4 外国証券会社は、第一項の営業保証金につき供託（第二項の契約の締結を含む。）を行ない、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ

、その免許に係る業務（第十条第二号又は第三号に係る認可を受けたことにより供託すべき営業保証金の額が増加することとなる場合にあつては、その認可に係る業務）を開始してはならない。

5 外国証券会社の支店がした証券取引行為の相手方となつた者（証券会社及び外国証券会社並びにその取引をした時において国内に住所及び居所を有しない個人並びに国内に営業所及び事務所を有しない法人を除く。）は、その取引により生じた債権に関し、当該支店に係る営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利を有する。

6 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

7 外国証券会社は、第五項の権利の実行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第九項において同じ。）が第一項の規定により供託すべき金額に不足することとなつたときは、総理府令・大蔵省令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第二項の契約の締結を含む。第三十六条第二号において同じ。）を行い、その旨を遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

8 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他総理府令・大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

9 第一項、第三項又は第七項の規定により供託した営業保証金は、第十条の規定によりその支店におけるすべての証券業の廃止につき認可を受けた場合、第十二条第一項の規定によりその支店に係るすべての種類の免許を取り消された場合又は営業保証金の額が第一項の規定により供託すべき金額をこえることとなつた場合には、政令で定めるところによ

(認可の審査基準)

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 外国において認可を受けようとする業務と同種類の業務について政令で定める期間以上継続して業務を営んでいること。

二 認可を受けようとする業務に係る損失の危険の管理に関し、支店において適切な体制及び規則の整備を行っていること。

三 第四条第一項第二号に規定する資本の額が、認可を受けようとする業務の態様に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと  
して政令で定める金額以上の法人であること。

四 第六条第一項第五号に規定する純財産額が前号に規定する金額以上であること。

五 第二十条において準用する証券取引法第五十二条第二項の規定に違反していないこと。

六 第七条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、当該支店において証券取引法第五十三条第一項（時価法）に規定する特定取引勘定と同種類の勘定を設けていること。

七 第七条第一項第三号に掲げる業務の認可にあつては、当該支店における認可申請者の売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法が、公益又は投

り、その全部又は一部を取り戻すことができる。

前各項に規定するもののほか、営業保証金に関し必要な事項は、総理府令・法務省令・大蔵省令で定める。

資者保護のため必要かつ適当なものであること。

(支店の名称の制限)

第十条 証券取引法第三十一条第一項(商号の制限)の規定は、外国証券会社の支店の名称について準用する。

2 証券取引法第三十一条第二項の規定は、外国証券会社には、適用しない。

(職務代行者)

第十一条 内閣総理大臣は、外国証券会社の国内における代表者が欠けた場合において必要があると認めるときは、一時その職務を行つべき者(次項において「職務代行者」という。)を選任することができる。この場合には、当該外国証券会社は、主たる支店の所在地においてその登記をしなければならない。

2 (略)

(基本事項の変更の届出等)

第十二条 外国証券会社は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を外国証券会社登録簿に登録しなければならない。

(職務代行者)

第九条 内閣総理大臣は、外国証券会社の支店の代表者が欠けた場合において必要があると認めるときは、一時その職務を行なうべき者(次項において「職務代行者」という。)を選任することができる。この場合には、当該外国証券会社は、支店の所在地においてその登記をしなければならない。

2 (略)

(基本事項の変更の認可)

第十条 外国証券会社は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一 支店の名称を変更しようとするとき。
- 二 支店における業務の方法を変更しようとするとき。
- 三 支店の位置を変更しようとするとき(総理府令・大蔵省令で定める場合を除く。)

3 外国証券会社は、第四条第二項第二号に掲げる書類に記載した支店における業務の内容又は方法について変更があつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 第七条第一項の認可を受けた外国証券会社は、前項の規定にかかわらず、当該認可を受けた業務に係る損失の危険の管理方法（同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた外国証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。）を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（営業の譲渡等の認可）

第十一条 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 外国証券会社の支店についての営業の全部若しくは一部の譲渡又は営業の譲受け

二 外国証券会社の支店における証券業の廃止（二種類以上の免許を受けている場合における一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む。）

（免許の取消し等）

第十二条 内閣総理大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国証券会社の支店に係る免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一号から第五号まで又は第六号（外国証券法令の規定に係

る部分に限る。 ) に該当することとなつたとき。

二 法令(外国の法令を含む。 )、当該法令に基づく行政庁の処分又は当該免許若しくはその本店の所在する国において受けている免許等に附された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三 純財産額が資本の額に満たなくなつた場合その他業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の受ける損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

四 役員(次項に規定するものを除く。 )が第六条第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつた場合又は第一号の行為をした場合において、その役員が在任することにより当該支店における業務の公正な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

五 免許申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

2 | 内閣総理大臣は、外国証券会社の支店の代表者又は当該支店に駐在する役員が第六条第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号の行為をしたときは、当該外国証券会社に対して、当該支店の代表者の解任又は当該役員の解職を命ずることができる。

3 | 第一項第三号に規定する純財産額及び資本の額の計算については、政令で定める。

(引受業務の一部の許可)

第十三条 外国証券業者(第三条第三項第三号の免許を受けた外国証券会社を除く。 )は、同条第二項の規定にかかわらず、総理府令・大蔵省令

(引受業務の一部の許可)

第十三条 外国証券業者(第七条第一項第二号に掲げる業務の認可を受け  
た外国証券会社を除く。 )は、第三条第二項の規定にかかわらず、総理

府令・大蔵省令で定めるところにより内閣総理大臣の許可を受けて、その行う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行うことができる。

2 第六条第一項第七号、第八号及び第十号、第七条第三項並びに第九条第一号、第三号及び第四号の規定は、前項の許可について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の許可を受けた外国証券業者（以下この条及び次条において「許可業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消すことができる。

一 第六条第一項第七号又は第八号に該当することとなつたとき。

二 法令（外国の法令を含む。）、当該法令に基づく行政官庁の処分又は当該許可若しくはその本店の所在する国において受けている登録等に付された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三 許可業者の役員（許可業者が外国証券会社である場合には国内における代表者を含むものとし、許可業者が個人である場合には当該個人とする。）が、証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、当該許可に係る行為が公正に行われなざることとなるおそれがあると認められるとき。

## 第二章 業務及び経理

で定めるところにより内閣総理大臣の許可を受けて、その行なう有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行なうことができる。

2 第三条第四項、第五条第一項第一号及び第二号並びに第六条第五号から第七号までの規定は、前項の許可について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の許可を受けた外国証券業者（以下「許可業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消すことができる。

一 第六条第五号又は第六号に該当することとなつたとき。

二 法令（外国の法令を含む。）、当該法令に基づく行政官庁の処分又は当該許可若しくはその本店の所在する国において受けている免許等に附された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三 前条第一項第三号に該当することとなつたとき。

四 許可業者の役員（許可業者が外国証券会社である場合にはその支店の代表者を含むものとし、許可業者が個人である場合には当該個人とする。）が、第六条第七号イから二までのいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、当該許可に係る行為が公正に行われなざることとなるおそれがあると認められるとき。

## （行政処分の手続）

第十四条 証券取引法第三十六条第一項（行政処分の手続）の規定は、内

閣総理大臣が第三条第一項の免許又は前条第一項の許可をしないこととするときについて準用する。

2 証券取引法第三十六条第二項の規定は、内閣総理大臣が第十二条第一項の規定による業務の停止を命じようとするとき、及び第十七条第一項において準用する同法第四十二条の二第三項の規定により同項に規定するその他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときについて準用する。

3 証券取引法第三十六条第三項の規定は、内閣総理大臣が第三条第一項の免許、前条第一項の許可又は第十条若しくは第十一条の認可をし又はしないこととしたとき、第三条第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき、及び第十二条第一項若しくは第二項、前条第三項又は第十七条第一項において準用する同法第四十二条の二第三項の規定に基づいて処分をすることとしたときについて準用する。

（変更等の届出）

第十五条 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく（第三号及び第四号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 定款又は業務の方法（支店に係るものを除く。）を変更したとき。

三 合併し、又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（支店のみに係るものを除く。）をしようとするとき。

四 解散し、又はその証券業の全部若しくは一部の廃止（支店のみに係るものを除く。）をしようとするとき。

五 第六条第五号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。

六 本店又は支店において営業を休止し、又は再開したとき。

七 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式（発行済株式）議決権のあるものに限る。（）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。第九号において同じ。（）又は過半数の出資（出資）議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。（）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。第九号において同じ。（）を所有することとなつたとき。

八 この項の規定による届出に係る前号の銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他総理府令・大蔵省令で定める会社が合併し、解散し、又は業務の全部を廃止したとき。

九 その過半数の株式又はその過半数の出資が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。

十 その他総理府令・大蔵省令で定める場合

2 前項第七号に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に  
関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令  
・大蔵省令で定める。

（残務の結了）

第十六条 証券取引法第三十八条（残務の結了）の規定は、外国証券会社がその支店における証券業を廃止した場合について準用する。

(業務の規制)

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項(役員<sup>一</sup>の兼務・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。)(<sup>二</sup>)について、同法第三十三条から第四十二条まで(誠実公正の原則、業務、名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為)、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)並びに第四十三条から第四十七条の二まで(業務の状況についての規制、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意)の規定は外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取締役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(又は使用人」とあるのは「特定金融機関(特定法人等(当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。)(<sup>三</sup>)のうち銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。)(<sup>四</sup>)の取締役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)(<sup>五</sup>)と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と

第三章 業務及び財務

(業務の規制)

第十七条 証券取引法第四十二条(取締役の兼職等の制限)、第四十二条の二第一項及び第三項(取締役等の兼職の制限)並びに第四十二条の三(内閣総理大臣の承認)の規定は外国証券会社の支店の代表者及び当該支店に駐在する役員(同法第四十二条にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。)(<sup>一</sup>)について、同法第四十三条(兼業の制限)、第四十四条から第五十条の二まで(名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、取引の態様の明示、問屋の介入権の排除、説明書の交付、取引報告書の交付、誠実公正の原則、不公正取引の禁止及び親法人等又は子法人等が関与する行為)、第五十条の三第一項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)、第五十一条(顧客の有価証券の担保提供等の制限)並びに第六十一条(引受人の信用供与の制限)の規定は外国証券会社の支店における業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四十二条の二第一項中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する前条」と、「親法人等(当該証券会社の過半数の株式を所有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいう。第五十条の二において同じ。)(<sup>二</sup>)の取締役若しくは監査役」とあるのは「特定法人等(当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。)(<sup>三</sup>)の取締役又は監査役」と、「含む。以下この条において同じ。)(<sup>四</sup>)又は使用人を」とあるのは「含む。)(<sup>五</sup>)を」と、同条第三項中「前二項」とあ

、同条第四項中「証券会社の取締役を兼ねる」とあるのは、「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二項第一号」とあるのは、「外国証券業者にに関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同条第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第三十五条、第三十六条第一項、第四十二条第一項及び第四十六条の規定は、許可業者の国内における第十三条第一項の行為について準用する。

3 証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定は、外国証券会社の支店の顧客（同条第一項第一号に規定する顧客をいう。）について準用する。

るのは「外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する第一項」と、同法第四十二条の三中「第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七十条第一項において準用する第四十二条又は前条第一項ただし書」と、「第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは第二項の親法人等若しくは子法人等」とあるのは「同法第十七条第一項において準用する第四十二条の他の会社又は同項において準用する前条第一項の特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等）」とあるのは「特定金融機関（同法第十七条第一項において準用する前条第一項に規定する特定法人等）」と、「第五十五条第三項において同じ。」でない」とあるのは「（でない）」と、同法第五十五条の二第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十七条第一項において準用する第四十二条の二第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と読み替えるものとする。

2 証券取引法第四十四条、第四十五条第一項、第五十条第一項及び第六十一条の規定は、許可業者の国内における第十三条第一項の行為について準用する。

3 証券取引法第五十条の三第二項及び第四項の規定は、外国証券会社の支店の顧客（同条第一項第一号に規定する顧客をいう。）について準用する。

第十八条 削除

(営業に関する報告等)

第十五条 外国証券会社は、毎年四月から翌年三月までの期間におけるそのすべての支店において営む業務に関する営業報告書を総理府令・大蔵省令で定めるところにより作成し、当該期間経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 外国証券会社は、前項に規定する営業報告書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該外国証券会社の支店の業務又は財産の状況に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 外国証券会社は、毎年四月から翌年三月までの期間におけるそのすべての支店の業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該期間経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての支店に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い第一項の営業報告書の全部又は一部を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

(その他の書類等の提出)

(営業に関する報告)

第十九条 外国証券会社は、その支店ごとに、毎年四月から翌年三月までの期間に係る営業報告書を総理府令・大蔵省令で定める様式により作成し、当該期間経過後二月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社に対し、内閣総理大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

3 外国証券会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、その営む業務の全部に関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類及び当該事業年度における業務の概要を記載した書面を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十六条 外国証券会社は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、その営む業務の全部に関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類及び当該事業年度における業務の概要を記載した書面を、当該事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 外国証券会社は、前項に規定する書類及び書面のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該外国証券会社の業務又は財産の状況に関する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(経営保全命令)

第二十条 証券取引法第五十四条(経営保全命令)の規定は、外国証券会社の支店における営業に関し準用する。

(報告の徴取及び検査)

第二十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社、その支店と取引を行う者又は特定法人等(第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条の第二項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。)に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料(特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。)の提出を命じ、又は当該職員をして当該支店又は当該特定法人等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による場合を除き、第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条、第四十二条の二第一項又は第五十条の二の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融機関（第十七条第一項において準用する同法第四十二条の三に規定する特定金融機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該特定金融機関の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

（外務員登録等）

第二十二條 証券取引法第六十二条から第六十四条の四まで（外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消）、第六十四条の六（登録手数料の納付）及び第六十四条の七（審査請求）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十二条第一項中「役員」とあるのは「支店の代表者若しくはその支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「商号」とあるのは「支店の名称」と、同項第二号八中「役員」とあるのは「支店の代表者、役員」と、同法第六十三条第一項第一号、第六十四条の二第二号及び第六十四条の三第一項第一号中「第三十二条第四号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第六条第七号」と読み替えるものとする。

（証券取引責任準備金）

第十七條 証券取引法第五十一条（証券取引責任準備金）の規定は、外国

第二十三條 証券取引法第五十七条（取引損失準備金）及び第五十九条（

証券会社について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買」とあるのは「そのすべての支店における有価証券の売買」と、「積み立てなければ」とあるのは「主たる支店において積み立てなければ」と、同条第二項中「有価証券の売買」とあるのは「すべての支店における有価証券の売買」と読み替えるものとする。

(損失準備金)

第十八条 外国証券会社は、毎決算期において、すべての支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で総理府令・大蔵省令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として主たる支店において積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期におけるすべての支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

3 (略)

(資産の国内保有)

第十九条 外国証券会社は、前二条の規定により積み立てられた準備金の額及びすべての支店の計算に属する負債のうち政令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、政令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

証券取引責任準備金)の規定は、外国証券会社について準用する。この場合において、同法第五十七条第一項中「有価証券の売買」とあるのは「その支店における有価証券の売買」と、「積み立てなければ」とあるのは「当該支店において積み立てなければ」と、同条第二項中「有価証券の売買等」とあるのは「その支店における有価証券の売買等」と、同法第五十九条第一項及び第二項中「有価証券の売買」とあるのは「その支店における有価証券の売買」と、同条第一項中「積み立てなければ」とあるのは「当該支店において積み立てなければ」と読み替えるものとする。

(損失準備金)

第二十四条 外国証券会社は、毎決算期において、その支店の営業に係る利益の額に十分の一を超えない範囲内で総理府令・大蔵省令で定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として当該支店において積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、内閣総理大臣の承認を受けて各決算期における当該支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

3 (略)

(資産の国内保有)

第二十五条 外国証券会社は、前二条の規定により積み立てられた準備金の額及び当該支店の計算に属する負債のうち政令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、政令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

2 証券取引法第六十条（資産の国内保有命令）の規定は、外国証券会社の支店の資産について準用する。

（自己資本規制比率）

第二十条 証券取引法第五十二条（自己資本規制比率）の規定は、外国証券会社の支店について準用する。この場合において、同条第一項中「資本」とあるのは「外国証券業者に関する法律第四条第一項第二号に規定する持込資本金の額」と、「固定資産」とあるのは「すべての支店における固定資産」と、同条第三項中「すべての営業所」とあるのは「すべての支店」と読み替えるものとする。

（業務に関する書類の作成等）

第二十一条（略）

### 第三章 監督

（届出事項）

第二十二条 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 本店又は主たる支店において営業を休止し、又は再開したとき（第七条第一項の認可を受けた外国証券会社にあつては、本店において当該認可と同種類の業務の営業を休止し若しくは再開したとき又はすべての支店における当該認可に係る業務の営業を休止し若しくは再開したときを含む。）。

二 本店において第七条第一項の認可と同種類の業務の営業を廃止し、又はすべての支店における当該認可に係る業務を廃止したとき。

（業務に関する書類の作成等）

第二十六条（略）

- 三 合併（当該外国証券会社が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）したとき、又は営業の重要な一部の譲渡（支店に係るものを除く。）若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受けをしたとき。
- 四 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他総理府令・大蔵省令で定める会社について、その過半数の株式（発行済株式）議決権のあるものに限る。（）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。（）又は過半数の出資（出資）議決権のあるものに限る。以下この号において同じ。（）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。以下この項において同じ。（）を所有することとなつたとき。
- 五 その過半数の株式若しくは過半数の出資を所有している銀行、信託会社その他政令で定める金融機関その他総理府令・大蔵省令で定める会社についてその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。
- 六 その過半数の株式又はその過半数の出資が他の一の法人その他の団体によつて所有されることとなつたとき。
- 七 証券業の一部の廃止（支店に係るものを除く。）をしたとき。
- 八 国内において破産、和議開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。
- 九 定款又は業務の方法（支店に係るものを除く。）を変更したとき。
- 十 その他総理府令・大蔵省令で定める場合に該当するとき。

2 前項第四号に規定する過半数の株式又は過半数の出資の所有の判定に  
関し必要な事項は、その所有の態様その他の事情を勘案して、総理府令  
・大蔵省令で定める。

(証券業の廃止等の手続)

第二十三条 外国証券会社が次の各号のいずれかに該当することとなつた  
ときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内  
閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 すべての支店における証券業を廃止したとき(外国において証券取  
引行為と同種類の行為に係る業務のすべてを廃止したときを含む。)  
。 その外国証券業者又はその外国証券業者であつた者

二 合併により消滅したとき。 その外国証券業者の役員であつた者

三 破産の宣告を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の  
法令に基づき破産と同種類の手続を開始したとき。 その破産管財人  
又は当該国において破産管財人に相当する者

四 合併及び破産以外の理由により解散したとき(支店の清算を開始し  
たときを含む。)。 その清算人又は本店の所在する国において清算  
人に相当する者

五 支店の営業の全部の譲渡(外国証券会社の外国における営業の全部  
の譲渡を含む。)(又は一部の譲渡をしたとき。 その外国証券業者又  
は外国証券会社

2 外国証券会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき(同  
項第五号にあつては、支店の営業の一部の譲渡をしたときを除く。)(は  
、当該外国証券会社の第三条第一項の登録は、その効力を失う。

3 外国証券会社は、すべての支店における証券業の廃止（外国における証券取引行為と同種類の行為に係る業務のすべての廃止を含む。）、合併（当該外国証券会社が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）  
、合併及び破産以外の理由による解散又は支店の営業の全部の譲渡（外国証券会社の外国における営業の全部の譲渡を含む。）若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての支店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 外国証券会社は、前項の規定による公告をしたときは、直ちにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 外国証券会社は、第三項の規定による公告をした場合（合併及び支店の営業の全部又は一部の譲渡に係る公告を除く。）において、当該外国証券会社が行った有価証券の売買その他の取引並びに証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等及び有価証券オプション取引等並びに同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等（第三十条において「顧客取引」という。）を、速やかに結了し、かつ、証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を、遅滞なく、返還しなければならない。  
（監督上の処分）

第二十四条 内閣総理大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国証券会社の第三条第一項の登録を取り消し、第七条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて支店の業務の全部

又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号（外国証券法令の規定に係る部分に限る。）又は第八号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

三 証券業又はこれに付随する業務に関し法令（外国の法令を含む。）又は当該法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき（第二十条において準用する証券取引法第五十二条第二項の規定に違反したときを除く。）。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 第七条第一項の認可に付した条件に違反したとき。

六 第七条第一項の認可を受けた外国証券会社が第九条第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 内閣総理大臣は、外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員が、証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者となつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該外国証券会社に対して、当該代表者の解任又は当該役員の新職を命ずることができる。

3 第七条第一項の認可を受けた外国証券会社が第二十二条第一項第二号に該当することとなつたとき、又は当該外国証券会社の第三条第一項の登録が第二十三条第二項の規定によりその効力を失つたとき若しくは第

一項、次条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項若しくは第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

(自己資本規制比率悪化の場合の処分)

第二十五条 証券取引法第五十六条の二(自己資本規制比率悪化の場合の処分)の規定は、外国証券会社がその支店において行う営業について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第五十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第二十條において準用する第五十二条第二項」と、同条第三項中「第二十八条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三条第一項」と読み替えるものとする。

(営業休止等の場合の登録の取消し)

第二十六条 証券取引法第五十六条の三(営業休止等の場合の登録の取消し)の規定は、外国証券会社がその支店において行う営業について準用する。この場合において、同条中「第二十八条」とあるのは、「外国証券業者に関する法律第三条第一項」と読み替えるものとする。

(処分の公告)

第二十七条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- 一 第十三条第三項の規定により同条第一項の許可を取り消したとき。
- 二 第二十四条第一項の規定により第三条第一項の登録若しくは第七条第一項の認可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

#### 第四章 雑則

(仲介)

第二十七条 証券取引法第七章(仲介)の規定は、外国証券会社がその支店において行う有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八条第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等につき争いがある場合について準用する。

三 第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第二項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

四 第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項又は前条において準用する同法第五十六条の三の規定により第三条第一項の登録を取り消したとき。

(登録等の抹消)

第二十八条 内閣総理大臣は、第二十三条第二項の規定により第一条第一項の登録がその効力を失ったとき、又は第二十四条第一項、第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項若しくは第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定により第三条第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の規定により第七条第一項の認可を取り消したとき、又は第二十四条第三項の規定により第七条第一項の認可がその効力を失ったときは、同条第二項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

(処分についての審問等及び通知)

第二十九条 内閣総理大臣は、第三条第一項の登録、第七条第一項の認可又は第十三条第一項の許可を拒否しようとするときは、登録申請者、外国証券会社又は許可申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者、当該外国証券会社又は当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十九条第二項において準用する証券取引法第六十条、第二十四条第一項、第二十五条において準用する同法第五十六条の

二第一項から第三項まで又は第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、第三条第一項の登録、第七条第一項の認可、第十二条第四項の認可、第十三条第一項の許可若しくは第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の承認をし若しくはしないこととしたとき、第七条第三項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第十三条第三項、第十九条第二項において準用する同法第六十条、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条において準用する同法第五十六条の二第一項から第三項まで若しくは第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者、外国証券会社又は許可申請者に通知しなければならない。

（残務の結了）

第三十条 第二十三条第五項の規定は、外国証券会社が、証券業の廃止（すべての支店における証券業の廃止を含む。）をし、若しくは解散（支店の清算の開始を含む。）をした場合又は第二十四条第一項、第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項若しくは第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定により第三条第一項の登録を取り消された場合における当該外国証券会社であつた者について準用する。この場合において、当該外国証券会社であつた者は、顧客取引

を結了する目的の範囲内において、なお外国証券会社とみなす。

- 2 第二十三条第五項の規定は、前項の規定の適用がある場合を除き、第七条第一項の認可を受けた外国証券会社が、当該認可に係る業務を廃止した場合又は第二十四条第一項の規定により当該認可を取り消された場合における当該外国証券会社の当該業務に係る顧客取引について準用する。この場合において、当該外国証券会社は、当該業務に係る顧客取引を結了する目的の範囲内において、なお第七条第一項の認可を受けているものとみなす。

( 報告の聴取及び検査 )

- 第三十一条 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社、その支店と取引を行う者又は特定法人等（第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この項において同じ。）に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該支店若しくは当該特定法人等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（特定法人等にあつては、当該外国証券会社の支店の財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による場合を除き、第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項又は第四十五条の規定の遵守を確保するため必要かつ適当であると認めるときは、特定金融機関（第

十四条第一項において準用する同法第三十二条第一項に規定する特定金融機関をいう。以下この項において同じ。）に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該特定金融機関の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

#### 第四章 雑則

##### (外務員登録等)

第三十二条 証券取引法第六十四条から第六十四条の六まで（外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消）、第六十四条の八（登録手数料の納付）及び第六十四条の九（審査請求）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「役員」とあるのは「国内における代表者若しくは支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「その代表者」とあるのは「国内における代表者」と、同項第二号口中「営業所」とあるのは「支店」と、同号八中「役員」とあるのは「国内における代表者、役員」と、同法第六十四条の二第一項第二号中「第六十四条の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の五第一項」と、同法第六十四条の四中「第六十四条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第一項」と、同条第一号中「第六十四条第三項第二号イから八まで」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第三項第二号イから八まで」と、同法第六十四条の五第一項第一号中

「第六十四条の二第一項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条の二第一項各号」と、同法第六十四条の六第一号中「前条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する前条第一項」と、同法第六十四条の九中「第六十四条第三項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する第六十四条第三項」と、「第六十四条の二第一項」とあるのは「同法第三十二条において準用する第六十四条の二第一項」と、「第六十四条の五第一項」とあるのは「同法第三十二条において準用する第六十四条の五第一項」と、第六十四条の五第一項」と読み替えるものとする。

(裁判所の調査依頼)

第三十三条 裁判所は、外国証券会社（第三十条第一項の規定により外国証券会社とみなされる者を含む。）の国内における清算手続、破産手続、和議手続又は更生手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第三十一条第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(審問)

第三十四条 証券取引法第八十六条（審問）の規定は、次に掲げる規定により内閣総理大臣が当該職員に審問を行わせる場合について準用する。

一 第二十九条第一項

(審問)

第二十八条 証券取引法第八十六条（審問）の規定は、次に掲げる規定により内閣総理大臣が当該職員に審問を行わせる場合について準用する。

一 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十六条第一項

二 第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の二第二項（聴聞の公開）

第三十五条（略）

（調査のための処分、検査職員の証票等及び旅費等の請求）

第三十六条 証券取引法第八十七条（調査のための処分）の規定は、第三十四条各号に掲げる規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は次条において準用する証券取引法第九十二条の規定による申立てについて内閣総理大臣が必要な調査をする場合について準用する。

2 証券取引法第九十条（検査職員の証票等）の規定は、内閣総理大臣が第三十一条の規定又は前項において準用する同法第八十七条第四号の規定により当該職員をして検査させる場合について準用する。

3（略）

（裁判所の禁止命令等）

第三十七条（略）

（証券関連業務のための施設の届出等）

第三十八条（略）

（大蔵大臣への協議）

第三十九条 内閣総理大臣は、外国証券会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

二 第二十二條において準用する証券取引法第六十三條第二項（聴聞の公開）

第二十八條の二（略）

（調査のための処分、検査職員の証票等及び旅費等の請求）

第二十九条 証券取引法第八十七条（調査のための処分）の規定は、第二十七条において準用する同法第七十二条（仲介の申立て）の規定による仲介、前条各号に掲げる規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は次条において準用する証券取引法第九十二条の規定による申立てについて内閣総理大臣が必要な調査をする場合について準用する。

2 証券取引法第九十条（検査職員の証票等）の規定は、内閣総理大臣が第二十一条の規定又は前項において準用する同法第八十七条第四号の規定により当該職員をして検査させる場合について準用する。

3（略）

（裁判所の禁止命令等）

第三十条（略）

（証券関連業務のための施設の届出等）

第三十一条（略）

（大蔵大臣への協議）

第三十二条 内閣総理大臣は、外国証券会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項の規定による第三条第一項の登録の取消し  
(大蔵大臣への通知)

第四十条 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、証券取引法第七十九条の五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による登録

二 第七条第一項の規定による認可

三 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四 第二十四条第一項、第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項又は第二十六条において準用する同法第五十六条の三の規定による第三条第一項の登録の取消し

五 第二十四条第一項の規定による第七条第一項の認可の取消し

2 内閣総理大臣は、第二十三条第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

(大蔵大臣への資料提出等)

第四十一条 (略)

一 第十二条第一項の規定による第三条第一項の免許の取消し

二 第十二条第一項の規定又は第二十条において準用する証券取引法第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

(大蔵大臣への通知)

第三十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項の規定による免許

二 第十一条の規定による認可

三 第十二条第一項の規定による第三条第一項の免許の取消し

四 第十二条第一項の規定又は第二十条において準用する証券取引法第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

(大蔵大臣への資料提出等)

第三十二条の三 (略)

(権限の委任)

第四十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

2 金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十

一条の規定によるもの（有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二十条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

3～5 (略)

(報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て)

第四十三条 (略)

(総理府令・大蔵省令への委任)

第四十四条 第三条から前条まで（第二十一条を除く。）の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(権限の委任)

第三十二条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による免許

二 第十二条第一項の規定による第三条第一項の免許の取消し

三 第三十二条の二（同条第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による通知

2 金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限（有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八条第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

3～5 (略)

(報告又は資料の提出の命令に対する不服申立て)

第三十二条の五 (略)

## 第五章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第三条第一項の登録を受けた者

二 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十五条の規定に違反した者

三 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項の規定に違反した者

四 第三十七条において準用する証券取引法第九十二条の規定による裁判所の命令に違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条第二項において準用する第七条第三項において準用する証券取引法第二十九条の二第一項の規定により付した条件に違反した者

二 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条の規定に違反した者

三 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第七条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反した者

## 第五章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項において準用する証券取引法第四十四条の規定に違反した者

二 第十七条第一項において準用する証券取引法第五十条の三第一項の規定に違反した者

三 第三十条において準用する証券取引法第九十二条の規定による裁判所の命令に違反した者

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第四項において準用する証券取引法第二十九条第一項の規定により付した条件に違反した者

二 第十二条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

三 第十三条第二項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十九条第一項の規定により付した条件に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十五条第一項の規定による営業報告書、同条第二項の規定による報告書、第十六条第一項若しくは第二項の規定による書類若しくは同条第一項の規定による書面を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書、報告書、書類若しくは書面を提出した者

三 第十五条第三項の規定による説明書類若しくは第二十条において準用する証券取引法第五十二条第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四 第二十条において準用する証券取引法第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十一条において準用する証券取引法第八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

六 第二十一条において準用する証券取引法第八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十三条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二十三条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

九 第三十一条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の

第三十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十九条第一項若しくは第三項の規定による営業報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書、書類若しくは書面を提出した者

三 第二十一条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四 第二十一条の規定又は第二十九条第一項において準用する証券取引法第八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十六条において準用する証券取引法第八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

六 第二十六条において準用する証券取引法第八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

報告若しくは資料を提出した者

十 第三十一条の規定又は第三十六条第一項において準用する証券取引法第八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十二 第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項の規定による認可を受けなくて同項各号に掲げる業務を営んだ者

二 第七条第三項において準用する証券取引法第二十九条の二第一項の規定により付した条件に違反した者

三 第十二条第四項の規定に違反した者

四 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の規定による承認を受けなくて同法第二条第八項各号に掲げる業務並びに同法第三十四条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだ者

五 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第十四条第三項において準用する証券取引法第四十二条の二第二項

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第四項の規定に違反した者

二 第十条の規定に違反した者

三 第十七条第一項において準用する証券取引法第四十三条ただし書の規定による承認を受けなくて証券業以外の業務を営んだ者

四 第十七条第一項において準用する証券取引法第五十条の三第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第十七条第三項において準用する証券取引法第五十条の三第二項の

の規定に違反した者

七 第二十四条第一項の規定による業務の停止処分に違反した者（第七条第一項の認可に係るものに限る。）

八 第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第二項の規定に違反した者

第四十九条 前条第六号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第八条の規定又は第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十条の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十四条第二項において準用する証券取引法第三十五条の規定に違反した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

規定に違反した者

六 第二十二條において準用する証券取引法第六十二条第二項の規定に違反した者

第三十五条 前条第五号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第八条第七項の規定に違反して供託を行わなかつた者

三 第十七条第一項において準用する証券取引法第四十七条の二の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十七条第二項において準用する証券取引法第四十四条の規定に違反した者

五 第二十二條において準用する証券取引法第六十二条の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項若しくは第三項の規定、第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第三項若しくは第六項の規定又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項若しくは第三項又は第四十七条の二の規定に違反した者
  - 三 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十一条の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者
  - 四 第十五条第四項の規定による命令に違反した者
  - 五 第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第五十二条 法人（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 一 第四十五条第三号又は第四十六条 三億円以下の罰金刑
  - 二 第四十七条第一号から第六号まで、第九号及び第十号 二億円以下の罰金刑
  - 三 第四十八条第一号、第二号及び第五号から第七号まで 一億円以下の罰金刑
  - 四 第四十五条第一号若しくは第二号、第四十七条（第一号から第六号

- 一 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条又は第五十一条の規定に違反した者
  - 三 第十七条第一項において準用する証券取引法第四十八条の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者
  - 四 第十九条第二項の規定による命令に違反した者
  - 五 第二十二条において準用する証券取引法第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第三十八条 法人（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 一 第三十三条第二号又は第三十三条の二 三億円以下の罰金刑
  - 二 第三十三条の三 二億円以下の罰金刑
  - 三 第三十四条第四号又は第五号 一億円以下の罰金刑
  - 四 第三十四条（第四号及び第五号を除く。）、第三十六条又は前条

まで、第九号及び第十号を除く。）、第四十八条（第一号、第二号及び第五号から第七号までを除く。）又は前二条 各本条の罰金刑

2  
(略)

第五十三条 この章の罪のうち有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引等、同法第四十二条第一項第九号に規定する有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等若しくは同条第二項に規定する外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件については、同法第二百十条第一項に規定する犯則事件とみなして、同法第九章（犯則事件の調査等）の規定を適用する。

第五十四条 外国証券会社の国内における代表者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条第一項において準用する証券取引法第四十六条の規定に違反したとき。
- 二 第十七条において準用する証券取引法第五十一条の規定又は第十八条の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。
- 三 第十九条第一項の規定又は同条第二項において準用する証券取引法第六十条の規定による命令に違反して資産を国内において保有しないとき。
- 四 第二十四条第一項の規定又は第二十五条において準用する証券取引

各本条の罰金刑

2  
(略)

第三十八条の二 この章の罪のうち有価証券の売買その他の取引又は証券取引法第三十八条第一項に規定する有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件については、同法第二百十条第一項に規定する犯則事件とみなして、同法第十章（犯則事件の調査等）の規定を適用する。

第三十九条 外国証券会社の支店の代表者は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十七条第一項において準用する証券取引法第六十一条の規定に違反したとき。
- 二 第二十条において準用する証券取引法第五十四条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第二十三条において準用する証券取引法第五十七条若しくは第五十九条の規定又は第二十四条の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。
- 四 第二十五条の規定に違反して資産を国内において保有しないとき。

法第五十六条の二第一項の規定による命令（第二十四条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第四項の規定に違反して、届出を怠つた者

二 第三十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十八条第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十四条第二項において準用する証券取引法第四十六条の規定に違反した者

三 第三十六条第一項において準用する証券取引法第八十七条第一号又は第二号の規定による処分に違反して、出頭、陳述、意見書若しくは報告書の提出若しくは鑑定をせず、又は虚偽の陳述、虚偽の意見書若しくは報告書の提出若しくは虚偽の鑑定をした者

四 第三十六条第一項において準用する証券取引法第八十七条第三号の規定による処分に違反して、物件を提出しない者

五 第三十八条第三項の規定による届出を怠つた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第八条第三項の規定による命令に違反した者

二 第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十一条第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第九条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十七条第二項において準用する証券取引法第六十一条の規定に違反した者

三 第二十九条第一項において準用する証券取引法第八十七条第一号又は第二号の規定による処分に違反して、出頭、陳述、意見書若しくは報告書の提出若しくは鑑定をせず、又は虚偽の陳述、虚偽の意見書若しくは報告書の提出若しくは虚偽の鑑定をした者

四 第二十九条第一項において準用する証券取引法第八十七条第三号の規定による処分に違反して、物件を提出しない者

五 第三十一条第三項の規定による届出を怠つた者